

計画作成年度	令和7年度
計画主体	糸田町

糸田町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担 当 部 署 名	糸田町役場 地域振興課
所 在 地	福岡県田川郡糸田町1975番地1
電 話 番 号	0947-26-4025
F A X 番 号	0947-26-1651
メー ル ア ド レ ス	chiiki@town.itoda.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、ドバト、アライグマ、アナグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	福岡県田川郡糸田町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	品 目	被害の現状	
		被害数値	
		被害金額	被害面積
イノシシ	稲類	286 千円	0.27 ha
シカ	稲類	117 千円	0.11 ha
ドバト		千円	ha
アライグマ	野菜	1,194 千円	0.03 ha
	果樹	864 千円	0.08 ha
アナグマ		千円	ha
合 計		2,461 千円	0.49 ha

(2) 被害の傾向

従来、山間地域を中心として被害が発生していたが、近年、野生獣の個体数増加や森林の荒廃により、住宅地周辺の農地でも被害が増加している。

イノシシについては、住宅地周辺にまで生息域が拡大している模様で、生活被害（庭が荒らされた等）の情報が寄せられている。農村、山間地域の農地においては、稲類の被害が大きく、令和6年度は確認されていないが、野菜の食害も通年的に発生している。

シカについては、稲類の被害が発生しており、個体数も増加傾向にある。

ドバトについては、令和6年度は農業被害が計上されていないものの、住宅地への糞害等、生活被害が継続的に発生している。

アライグマについては、例年野菜（いちご）の食害が発生しているのみでなく、生活被害での問い合わせも増加傾向にある。

アナグマについては、令和6年度は農業被害が計上されていないものの、近年住宅地への生活被害が報告されている。

被害の増加により、農林家の生産意欲が低下し、遊休農地の増加や山林の放置等が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣名	指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	被害金額	286 千円	200 千円
	被害面積	0.27 ha	0.18 ha
シカ	被害金額	117 千円	81 千円
	被害面積	0.11 ha	0.07 ha
ドバト	被害金額	0 千円	0 千円
	被害面積	0.00 ha	0.00 ha
アライグマ	被害金額	2,058 千円	1,440 千円
	被害面積	0.11 ha	0.07 ha
アナグマ	被害金額	0 千円	0 千円
	被害面積	0.00 ha	0.00 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	地元猟友会へ有害鳥獣捕獲を依頼している。また、捕獲者の増員が見込めないことから、捕獲発信機を導入しわなでの捕獲作業について負担の軽減を行っている。 捕獲後の処理については、イノシシ・シカは食肉として自家消費し残りは埋設処理。ドバト・アライグマ・アナグマについては、埋設処理。	捕獲者の高齢化及び新規の狩猟免許取得者の確保が難しく、猟友会会員に大きな負担が掛かっている状況である。
防護柵の設置等に関する取組	侵入防止柵の設置と併せて、農家自身によるトタン柵や電気柵の設置を行っている。	農家自身が行うトタン柵や電気柵の設置については、農家個人の防止策にとどまっており、地域的な取り組みができていない。

(5) 今後の取組方針

農林業者及び地域住民などの捕獲の担い手育成により捕獲従事者の増加を図り、わなを主体とした捕獲体制を強化する。

導入している箱わななどの有害捕獲や侵入防止柵の施工等に加え、地域全体で被害防止に向けて取り組みを検討し、農作物被害の低減を図る。

また、放任果樹（柿等）の管理及び除去、雑草の刈り払い等により対象鳥獣が棲みにくい環境を整備する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制は田川猟友会系田支部を主体とし、わな及び銃器による有害鳥獣捕獲を行い、年間を通して計画的な捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
8 年度	イノシシ・シカ・ ドバト・アライグ マ・アナグマ	箱わな用小型発信機の使用など、有害鳥獣捕獲の効率向上、わなの見回り作業の労力軽減を図る。(ワナを主として捕獲をすすめる一方、捕獲従事者の育成・指導にも努める。また、農林業者に対する狩猟免許取得の啓発も進めていく。)
9 年度	イノシシ・シカ・ ドバト・アライグ マ・アナグマ	箱わな用小型発信機の使用など、有害鳥獣捕獲の効率向上、わなの見回り作業の労力軽減を図る。(ワナを主として捕獲をすすめる一方、捕獲従事者の育成・指導にも努める。また、農林業者に対する狩猟免許取得の啓発も進めていく。)
10 年度	イノシシ・シカ・ ドバト・アライグ マ・アナグマ	箱わな用小型発信機の使用など、有害鳥獣捕獲の効率向上、わなの見回り作業の労力軽減を図る。(ワナを主として捕獲をすすめる一方、捕獲従事者の育成・指導にも努める。また、農林業者に対する狩猟免許取得の啓発も進めていく。)

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

福岡県第13次鳥獣保護管理事業計画及び過去の捕獲実績を考慮し捕獲数を設定した。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8 年度	9 年度	10 年度
イノシシ	200	200	200
シカ	50	50	50
ドバト	300	300	300
アライグマ	100	100	100
アナグマ	20	20	20

捕獲等の取組内容

イノシシについては、通年にわたり箱わなによる捕獲を実施する。また、水稻及び野菜の収穫期を中心にくくりわなによる捕獲も実施する。
シカについては、くくりわなによる捕獲を実施する。
ドバトについては、生活被害の軽減に繋がるよう、大豆播種期を中心に箱わな等による捕獲を実施する。
アライグマについては、イチゴの収穫期を中心に小型わなによる捕獲を実施する。
アナグマについては、生活被害の軽減に繋がるよう被害が発生地において小型わなによる捕獲を実施する。
(有害捕獲については、農作物の被害状況に応じて適宜実施。捕獲はワナを主とし、被害状況及び地元からの情報などを元にワナを設置する)

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ柵等の整備 延長 L = 500m	ワイヤーメッシュ柵等の整備 延長 L = 500m	ワイヤーメッシュ柵等の整備 延長 L = 500m

(2) その他被害防止に関する取組

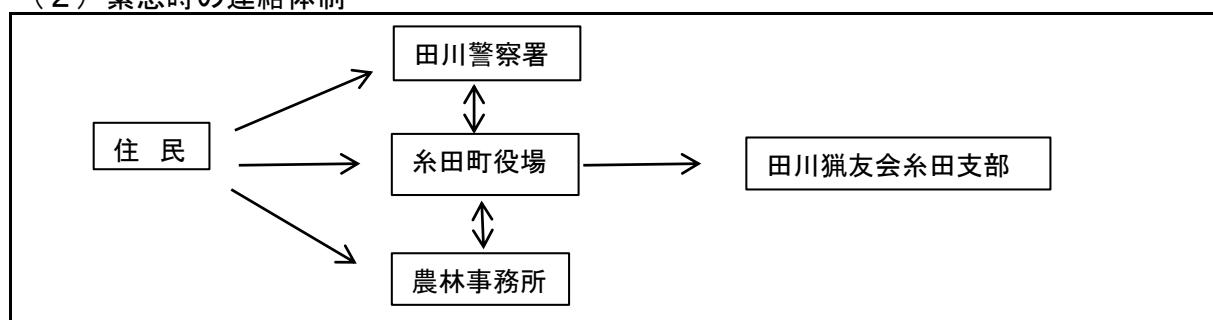
年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ・シカ ドバト・アライ グマ・アナグマ	放任果樹の管理、除去について指導し、餌の無い環境をつくる。
9年度	イノシシ・シカ ドバト・アライ グマ・アナグマ	放任果樹の管理、除去について指導し、餌の無い環境をつくる。
10年度	イノシシ・シカ ドバト・アライ グマ・アナグマ	放任果樹の管理、除去について指導し、餌の無い環境をつくる。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
田川警察署	情報提供、捕獲・追払い等の協力 (情報提供、住民の避難誘導等の安全確保、周辺警戒、追払い・捕獲等協力)
糸田町役場防災管財課、地域振興課	情報提供(町内放送等)、猟友会と共に追払い等の実施
糸田町鳥獣被害防止対策協議会	追払い
田川猟友会糸田支部	捕獲の実施、追払い(及び助言・指導)
飯塚農林事務所農山村振興課	情報提供、技術的な助言及び必要な援助

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ・シカについては、埋没を基本とし、捕獲者自らが食肉として活用する場合は衛生的に処理を行い、残滓は適切に処分する。
ドバト、アライグマ及びアナグマは、埋設等により適正に処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

現在、町内に獣肉処理加工施設がないため、衛生的な問題から販売目的の食品としての利用はしていないものの、可能な限り自家消費に仕向けることにより、捕獲個体の有効利用に努める。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	糸田町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
福岡県飯塚農林事務所 田川普及指導センター	農作物被害に関する防除対策等の助言
糸田町役場地域振興課	協議会の事務局
田川猟友会糸田支部	捕獲の実施及び技術指導
J A 田川	農業被害の調査、農家へ被害防止対策の指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
福岡県飯塚農林事務所	鳥獣対策の総合的な助言
各被害地域行政区	鳥獣被害状況の把握。地域のわな設置責任者と連携し、地域の被害防除・有害鳥獣の捕獲補助
田川地域サル被害対策協議会	サル被害等に関する広域的被害防止対策の検討

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町職員 2 名による鳥獣被害対策実施隊を設置済みであり、主に捕獲活動に関する計画、指示及びワナ設置の補助を行っている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--